

## 21世紀の日本における株式会社統治についての試論

松 井 一 洋

——資本主義社会の将来の問題が、「ゆたかになる」ためのものではなく、「ゆたかになってしまった」がゆえのものだとしたら、日本こそがそのような問題にいち早く直面するはずであろう。(佐伯敬思)

### 1. はじめに

「そもそも、わたしたちは何のために生きているのか」という問いかけが、いまほど重く心に圧しかかる時代はなかったのではないだろうか。20世紀の後半、わが国が、国民を挙げて一目散に坂を駆け上がり目指した豊かな社会とは、恒久平和主義を堅持しながら、誰でも欲しいものが容易に手に入り、飢えている人々がいない理想社会であった。その目標は、20世紀の終わりには、ほとんど現実のものとなった。しかし、そんな豊かな生活の到来に静かな喜びを感じるいとまもなく、ここ数年、マスメディアのニュースが伝える産業界のさまざまな不祥事（事件・事故を含む。以下、同じ）に気分のすぐれない朝を迎えることが多い。

バブル経済の崩壊や思いもしなかった阪神淡路大地震に打ちのめされながら、ともに痛みを分け合った世紀末に夢見た21世紀は、毎日のように株式会社の反社会的行動が露見するさもしい社会ではなかったはずである。そんな不健全かつ不安な産業社会を正そうと議論が交わされ、国と社会は、株式会社の外部監視の強化を企てている。しかし、それらは所詮、対症療法に過ぎない。不祥事をなくすための「原理」とは、不祥事がなぜ起こるかという「原理」を発見し、そこにメスを入れる（もしくは、治療を施す）

ことでしか解決できない。

それを探すために、現代人にとって「生きる」ということの意味は何かという根源的な命題から考察をはじめよう。現在のような豊かな社会が到来しても、より多くの富（利潤）を求めて絶え間なく競争を続ける社会というのは、はたして、どのようなエートス (Ethos) によって導き出される人間の生の営みなのであろうか。これからも果てしなく続く人間の業火なのであろうか。イエス・キリストは「あなたがたは、神と富とに兼ね仕えることはできない<sup>(1)</sup>」と教えた。しかし、二回の千年期を経ても、人間はこの垂訓に背いて幸せと富の両方を追い求め続けている。

中世における農業労働に関する事実として「出来高払い賃銀の手取りが二倍になると、労働者たちの多くは二日のうち一日を休むようになる<sup>(2)</sup>」という「伝統主義」に基づく倫理的雰囲気は、現代でも発展途上国問題が議論されるようになってからヨーロッパや北米以外の地域で広く見出される。その限りにおいて、ギリシャやローマ以来の強欲の商人か、それともプロテスタンティズムの倫理によって「資本主義の精神」に目覚めた善良な市民を除いて、飽くなき富の蓄積をひたすら「善」とする文化は、人間にとって本来のものではないのではないか。多くの善良な人間は、倫理的環境さえ整えば、再び「足ることを知る」精神を善とする静謐な思想に回帰するのではないだろうか。すなわち、現代を「生きる」ことの価値の転換である。そのことが、未来社会を語る上での仄かなエスポワールである。

近代以降において「より多くの富を得たい」という欲望は、自己の生存に必要な範囲を超えて、「他者よりも多く欲しい」という「自我の欲望」を求める欲望でもある。これをヘーゲルは「承認欲望」と呼んだ<sup>(3)</sup>。動物の欲望は、たんに他を否定し自分を維持し続ける欲望であるが、人間の欲望は「他者の欲望」である。「他者が欲望するその対象」になりたいという歪んだ欲望である。その欲望を充足させるために、人間は、闘争（＝競争）を続ける。ギリシャ哲学における合理性、論理性を成立させた要素のひとつとしての競争（アゴーン）の精神とは、「それぞれに優れた技芸を持つ人々

が自由に競いあって、人間の持つ潜在的な能力を引き出し、そこに人間の可能性と素晴らしさを発見するのである。(中略)オリンピックにせよ、悲劇のコンクールにせよ、いずれも宗教的祭礼に起源を持ち、会場の貴賓席に座を占める最上位の観客は誰よりも神々(実際には神官が代行)なのであった<sup>(4)</sup>。そして、ニーチェは、「もしもわれわれがギリシャ人の生から競争を取り去るならば、われわれはただちに、憎悪と破壊欲の慄然たる野生に満ちたホメロス以前のような奈落をのぞき見ることになるだろう！」という<sup>(5)</sup>。「万人の万人に対する闘争」の闘から、軍事的天才の暴力を介しての法の制定があり、その法的世界の枠組みの中で思う存分競争がなされ、国家の生命の維持増進が果たされるというのである。つまり、一定の競争は社会秩序維持のために必要であるということである。だとすれば、競争は「善」であるということも、人間社会を成立させている思想のひとつである。従って、法的世界の枠組みの中での健全な競争は認めよう。ただし、現代における競争は、他者からの収奪による、際限のない物質的蓄積のままであってはならない。

あわせて、「成長」という神話について触れておこう。人間は、動物的にも「成長」に無上の喜びを感じる。より多くの富の蓄積という次元でも、欲望の充足と他者との競争における勝利の喜びとともに、成長願望の成就である。ところで、経済成長とは、生産の質や生産が社会や環境に与える影響とは無関係に、生産量の増大を表す経済学上の概念である。そして、近代化のプロセスは、「伝統社会から出発して高度大衆消費社会に至るものであり、アメリカを先頭としてすべての国が目指すべき経済発展のフロンティアは、この高度大衆消費社会である、という進歩史観に基づく近代化論が高度成長の背景にあった<sup>(6)</sup>」。このような成長願望が、人間と人間が創り出した株式会社という装置にも、次々と高いハードルを提示し続けるのである。しかし、重要なことは、成長は無限ではありえないという真実である。人間も含めて、すべての生物はその短いライフサイクルに従い消滅するし、経済活動は、山と谷の波動を繰り返す。そんなプリミティブな真実

すら、欲望とエゴイズムに駆り立てられる人間はともすれば忘却してしまう。

本稿では、現代の高度化した経済的営みにおいて、人間が株式会社を通じて法や慣習を犯す行為（不祥事）について、株式会社成立史とわが国における株式会社発展の歩みをたどり、それら関係するいくつかの要因について考察する。

## 2. 最近のわが国の主な不祥事

### (1) 電力会社の不正（データ改ざん、事故隠し）

現在、原子力発電はわが国の総発電量の3割を超えるエネルギーを供給している。ここ数年、発電所のデータ改ざんや事故隠しが次々と露見した。2007年4月20日、電力12社は、原子力、火力、水力発電所で合わせて306項目、合計1万件を越す不正があったと発表した。特に、原子力発電所の検査妨害、原子炉停止、制御棒脱落などの重大事故隠しも相次いで見つまっている。そのことについて電力会社側は、過去の報告漏れについて、「当時は国への報告義務がなかった」という、まったく主体性のない、かつ消費者無視の発表をおこなった。また、経済産業大臣は、「…何より、原子力発電は、二酸化炭素を排出せず、供給安定性も優れていることから、我が国のエネルギー政策上並びに地球環境保全上、原子力を推進していくことは極めて大切です。このような観点からも、しっかりと安全を確保して、国民の皆様とともに、世界で一番安全で安心な原子力立国を構築していきたいと思ます<sup>(7)</sup>」とコメントし、原子力政策は国の基本政策であることをあらためて強調した。

### (2) 鉄道事故

2005年4月25日午前9時18分、西日本旅客鉄道（JR西日本）福知山線塚口～尼崎駅間で脱線事故が発生、乗客106名、運転士1名が死亡した。戦後に発生した鉄道事故として四番目に多い死者数であった。直接原因は運

転士の運転ミスと推定されるが、事故発生直後からマスコミで大きく取り上げられたのは、JR西日本の経営姿勢と事故防止対策である。過密な列車ダイヤ、設備・車両等に関する安全対策の不備のほか、常軌を逸した乗務員教育や労務管理、経営者をはじめとして会社全体の当該事故に対する認識の甘さまで、大都市の大量輸送を担う鉄道事業としてのコーポレート・ガバナンスの杜撰さがクローズアップされた。JR西日本は、西日本全域をカバーする巨大な鉄道会社であるが、利益の上がる大都市の大量輸送と恒常的な赤字ローカル線の双方を抱えており、大都市での利益を地方路線に還元する形で経営が維持されていることも大きな課題である。

### (3) 鋼鉄製橋梁談合事件

国が発注した鋼鉄製橋梁工事において、2つの談合組織に属する47社が入札談合（受注調整）を行い、過去の受注実績などをもとに受注業者、入札価格をあらかじめ内定し、その受注予定者が受注できるよう画策していたとして、独占禁止法違反容疑で談合組織幹事会社の関係者が逮捕された。この談合組織に属する47社は、国土交通省地方整備局が2000年度から2004年度に発注した工事の約8割（工事金額では約9割）を受注していた。また、鋼鉄製橋梁工事だけでも年間発注額が巨額に達する日本道路公団関連では、事業者に天下りした公団OBが現役の公団職員から入札工事の情報を得ていたという疑いも持たれている<sup>(8)</sup>。

### (4) 生命保険会社、損害保険会社の保険金不払い

生命保険に関しては、2005年2月20日に発覚した明治安田生命保険による死亡保険金の不当な不払いが、損害保険では、2005年2月に行われた金融庁による富士火災海上保険の検査で自動車保険の特約で不適切な不払いが発覚したことが発端となり、保険会社の保険金不払いが大きな社会問題となっている。2007年4月、金融庁は、不払いが確認された国内の生命保険会社（37社）の個人保険、団体保険、および返戻金の不当不払いが、合計

で約44万件、約359億円に達すると発表した。また、損害保険の不払い、損保大手6社（三井住友海上火災保険、東京海上日動火災保険、あいおい損害保険、ニッセイ同和損害保険、日本興亜損害保険、損保ジャパン）の合計で、38万1064件、約294億円という巨額であった。従来から、保険会社の販売態勢について、利益先行型の不適切な姿勢であるとして問題指摘がなされてきた<sup>(9)</sup>。しかし、それが未然に正されることはなく、ついにはそれが保険の入口たる販売の面だけでなく、出口にあたる支払いの面にまで至り、保険が保険として機能しないという異常な状態を作り上げてしまったのである。

#### (5) 粉飾決算

粉飾決算とは、会社決算を偽装し、経営活動の真実を歪曲し、会社のおかれた状態を隠蔽することである。実行主体は代表取締役である。通常は、売上の水増し、コストの圧縮、子会社を利用した帳簿上の売上操作などの手法で行われる。株式会社ライブドアが、2004年9月期の連結決算において経常赤字であったにもかかわらず架空の売上に計上すると共に、自ら出資する投資事業組合がライブドア株式を売却して得た利益を投資利益として売上に計上し、経常黒字であったかのように粉飾した虚偽の有価証券報告書を提出したとして告発された。また、2006年12月、証券取引等監視委員会は、日興コーディアルグループが傘下のベンチャー・キャピタル(BV)の決算上の数字の扱いについて不正に利益を水増ししたと指摘した。この2つの事件では、粉飾の方法はほぼ同じだが、社会的制裁としては、ライブドアについては上場廃止と社長の逮捕・起訴、日興コーディアルグループの場合は課徴金のみであった。前者は、新興IT関連会社であり、若い社長の派手な言動とともに、既存の産業システムに対する挑戦を繰り広げており、一方、後者は、証券業界の一翼を担ってきた伝統のある会社である。この制裁の差異については、いかなる合理的な理由が存在するのかは明らかにされず、産業社会がときとして不条理な判断を示すことの一例である

ともいえよう。

#### (6) 食品衛生法違反事件

共同通信は、2007年9月10日、株式会社不二家の埼玉工場（埼玉県新座市）で、2006年11月に消費期限が切れた牛乳を原料としたシュークリーム約2000個を製造、関東や福島、新潟、静岡の1都9県に出荷していたことが明らかになったとスクープした。原料を仕込む担当者が、「(11月)7日が消費期限の牛乳60リットル分を8日に使用した」と社内改革プロジェクトチームに申告したということであった。出荷前の検査では製品の品質には問題はなく、担当者は社内調査に対して、「捨てるもったいない。2年前にも同じようなことがあったかもしれない」と過去にも期限切れ牛乳を使っていたことを認めた。

#### (7) 業務上過失致死傷害容疑事件

2006年の秋、湯沸器・調理器具などガス器具の製造・販売を行う、株式会社パロマやリンナイ株式会社のガス湯沸かし器による一酸化炭素中毒死事件が大きく報道された。かかる事故発生を認識しながら、20年以上の長期にわたってそのまま放置し、メーカーとしての事故防止対策を怠ってきたという。

また、2006年6月、東京都の高校生が、ドイツのシンドラー社製エレベーターの異常動作により挟まれて死亡した事件の直接原因は、制御装置のプログラムミスであった。その後、他所でも続々と設備的不備が発見されている。

#### (8) マスコミによる番組データ捏造事件

2007年1月7日に放送された、「発掘！あるある大事典II」において、事実とは異なる内容が含まれていることが判明したと、関西テレビが発表した。その後の調査でも、同番組で次々と捏造が発覚した。番組制作に関する

る倫理観と社内チェック体制の不備が原因である。関西テレビ放送株式会社は、この捏造により業界団体である社団法人日本民間放送連盟から除名された。

#### (9) その他の不祥事

建築士によるビルやマンション設計における耐震構造偽装と手抜き工事、顧客情報等の外部漏えい、脱税、裏金供与、業務上横領、インサイダー取引など不祥事は枚挙にいとまがない。また、公務員による汚職や官製談合も後をたたない。特にここ数年は、県知事をはじめ地方自治体の首長の汚職が次々と告発されている。

### 3. 株式会社成立史を振り返る

古来、人間は集団を作ることで互いに慈しみ扶助しながら、小さい己の能力を超える生産活動を実現し、ときには失敗や敗北に遭遇して、痛みと悲しみを分かち合い、生きる知恵と勇気を獲得してきた。そこには、愛と憎しみ、善意と悪意、喜びと悲しみ、信頼と諍いなど人間の本性が渦巻いている。複数の人間による集団を個々の成員とは切り離れたひとつの社会単位とする発想は、人間が集まってその資産や能力をひとつに集合することで、単体の能力をはるかに超えた活動が可能となるという知恵であり、道具の使用につぐ偉大な発明である。そのような共同体の活動が、原始的な集落内における地縁や血縁から離陸し、近代に至って、ついには、株式会社という優れた社会的制度が考案されたのである。なお、株式会社の成立の背景には、基本的人権のひとつである「結社の自由」権の獲得があることも忘れてはならない。

本章では、多くの先学の優れた業績を参照しながら、株式会社の成立について、不祥事の発生原理を探求するという目的に沿って振り返り、どのような社会状況がその制度的変遷を促してきたのか考察する。

### 【共同体の萌芽】

共同体による商業活動の萌芽は、紀元前3000年ころのメソポタミア文明に遡るといわれる。当時、シュメール人はすでに所有権や契約の概念を知っていた。そして、地中海に豊かな文明が開いたギリシャ時代、それに続くローマ時代には、多数の海上都市国家群（ポリス）が競い合う地理的および文化的な環境のなかで、交易の活性化によって共同体活動が大きく育まれた。このような経済活動の拡大した地中海地方が、古代からその周辺地域に対して経済的優位を獲得したことが、現代にまで続く西欧の隆盛の根源である。

### 【法人の概念】

ローマの没落後も、イタリアでは海上貿易都市が次々と誕生した。フィレンツェなどの内陸部の都市で、貿易を生業とする共同体が共同責任の原則のもとでいくつも結成された。また、北ヨーロッパ地方でも、同様の貿易のための共同体も存在したが、地理的にも産業的にも重要なのは、製造業の集団であるギルド（同業組合）であった。ギルドはキリスト教による強固な精神支配の下で、人々がゆるやかに結びついた集合体である。この時代に起こってきた大きな変化は、都市、大学、教会やギルドのような集合体を、個々の成員とは違ったひとつの社会的存在として認識し始めたことである。いわゆる法人概念のはじまりである。法人という概念については、現在にいたるまで、その社会的、法的性格について議論がある<sup>(10)</sup>。

そのような集合体は、内部にいる限り安全と連帯意識が保障される、精神的な城壁都市であった。東方からの未知の文明の襲来におびえ、戦争や疫病等により明日をも知れぬ不安定な中世の人々の生の営みにあって、この集合体は、構成員一人ひとりの短い生命を超越した生命体として、不老不死の特権（人間の命を超越し、集合体としてはるか未来を見はるかすことのできる視野）を手に入れたのである。当初の共同体は、純粹に外部発展的な活動目的を持っていたが、ここにおいて、構成する人々の生きる証

もしくは目的そのものになった。現在に続く、所属組織（会社）に対するロイヤリティとは、集団が自己能力を凌駕する活動能力や生存能力を持つことに対する畏敬と精神的同化によるものだと考えられよう。

### 【特許会社】

16世紀から17世紀にかけて、西欧には大航海時代が到来した。東インド、モスクワ、アフリカなど、14、15世紀にコロンブスやマゼランが発見した新世界の富を手に入れるようと、国王から「特許状」を与えられた冒険商人たちは、大型武装船による航海に必要な資金を調達するため、「特許会社」を株式会社として多数の市民に出資を要請し、その証として株式を発行した。株式会社は、もともと国益に奉仕し、公益を推進するための公的な機関として考案されたものである。すなわち、国と人間による共同創造物である。その意味では、法人は、最初から実在する存在ではないと考えるのが合理的である。

### 【有限責任】

未知の世界への航海は大きなリスクを伴う冒険であり、失敗すれば投資はすべて水の泡となった。そのような危険な投資が、引き起こした損失に対する無限責任を伴うとなれば、見知らぬ多数の株主に出資を求めることは困難である。そこで、事業遂行における対外責任をそれぞれの出資の限度とする「有限責任」制度が考えだされ、それにより資本の調達は飛躍的にスムーズに行われることになった。すなわち、「危険の分散」の法理の発明である。

1600年、イギリスに、1602年、オランダに、それぞれ国と商人たちが株主として共同出資した東インド会社が設立された。1620年当時、イギリスの東インド会社は大型武装船を数十艘所有していた。そして、複雑多岐にわたる日常的取引業務を円滑に遂行するため、株主総会は、株式会社に、日常的な業務のマネジメントを包括的に委託する取締役会という組織を設

置する。ここに、取締役という専門経営者が誕生し、現代の株式会社統治の基本的枠組みが定まった。

### 【設立準則主義】

その後、イギリスでは、紆余曲折を経てさらに商法の自由化が進み、1844年には、「特許状」を取得しなくても登記によって会社が設立できる新しい株式会社法が成立し、1862年に至って、さらに有限責任の諸要件が緩和された包括的な会社法が成立した。くしくも、第二次産業革命によって大規模な設備投資が必要とされた時期であったが、この株式会社制度の完成によって、巨額の費用を必要とする鉄道をはじめとした社会的インフラの整備が促進された。そして、科学技術の進歩と社会インフラの整備が、経済活動の規模と範囲の飛躍的な拡大をもたらし、先進工業国は、20世紀の「豊かな社会」の実現を目指して邁進することになるのである。

### 【その後の西欧の産業資本主義】～イギリスとドイツ

このように産業資本主義の先駆者であるイギリスでは、興味深いことに、株式会社制度が確立したにもかかわらず、長い間、会社経営については、同族主義と個人経営が主流であり、産業資本主義に対する一種の偏見が存在した。<sup>(11)</sup>アメリカが専門経営者による日常的な会社マネジメントという株式会社統治の二重のシステムをすんなり受け入れた後も、イギリスは個人的経営にこだわり続けた。

国家としての形態が十分定まらない後発国アメリカの資本家にとって、会社はそれ自体が目的だった。会社は、自己の全存在をかけて大きく育てるべき愛おしい存在だった。しかし、イギリスの資本家にとっては、会社とは文化的生活を達成するための手段であるという一段低い位置づけであった。金儲け（ビジネス）に対して、一種の嫌悪感を抱く反実利主義的発想が根強く存在したのである。これは、わが国が中世に士農工商という固定的身分制度を維持していたことと通底する。イギリスで、第二次産業革

命における産業部門（鉄鋼、化学、機械）において、アメリカやドイツに匹敵するような大会社が発展するのは、世界戦争の時代に入った、第一次世界大戦の後であった。

一方、ビスマルクに率いられたドイツがフランスに勝利し（普仏戦争）、ドイツが統一されたのは1871年だった。そして、その後の四十年間でドイツはヨーロッパ随一の工業大国に成長した。ドイツ型資本主義は、企業間競争よりも協調を重視し、国家が指導的役割を担った。ドイツでは、イギリスのように自由な取引を阻害する企業連合の結成を禁止しておらず、アメリカのシャーマン法（反トラスト法）のような独占禁止に関する法律も存在しなかった。経済の基本単位は個人ではなく国であり、すべての国民は国益のために結束するべきだと考えられた。ドイツは、国内にさまざまなカルテルの結成を推進したが、それはいわば合法的な談合であった。また、大銀行が会社経営に大きな影響力を発揮し、会社に対して資金提供だけでなく経営の助言を与えた。1890年に成立した会社設立自由化法では、株式会社に日常的な意思決定の責任を持つ取締役会と大株主やさまざまな利害関係者（地方政治家、カルテルのパートナー、労働組合の役員など）による監査役会の設置が義務付けられたことは、極めて特徴的である。そして、国民に対する科学教育と職業訓練が徹底され、経営者の社会的地位は高かった。明治維新後のわが国は、ビスマルクに傾倒する伊藤博文によって、このドイツの会社制度をモデルとして産業界の近代化を推進するのである。

#### 4. わが国における株式会社制度の変遷

わが国は、近代に、二回の大きな挑戦（キャッチアップ）を経ねばならなかった。最初（明治時代）は、西欧諸国へのキャッチアップであった。この時期（1868年以降）は、先に述べたように西欧の産業資本主義の歴史からみて決して遅きに失する時期ではない。しかし、実にタイミングのよく後発効果（late development effect）を享受できたことは幸運であった。

次に、第二次世界大戦後のわが国の資本主義は、そのような西欧（ドイツ）型資本主義にアメリカ型資本主義が接木されたものである。「日本経済の戦後は、アメリカによって導入された制度＝古典派近代モデルに、伝統的政策思想・制度を適応させ、変質させていく過程であった<sup>(12)</sup>」という指摘のとおり、戦後の産業界は、新しい命と引き換えに、現在に続くさまざまな拒絶反応に悩まされ続けることになる。現在わが国で起こっている異常ほどの不祥事の露見は、根底に流れる西欧型の利害関係者資本主義と世界を席卷しているアメリカ型の株主資本主義の相克のなかで、国と会社、社会と会社、そして会社と従業員の関係性について、わが国の経営者の多くが確固とした視座と視線、価値観を定められずに揺れ動いていることのひとつの証左である。

#### 【戦前期（1868年～1945年）】～官製産業資本主義

二百数十年間、ゆっくりと静かに時間が流れた幕藩体制が崩壊し、わが国は新しい道を歩き始めた。このとき指導者たちは、攘夷ではなく開国を決定し、「欧米の工業技術の長所を早急に取り入れて日本の遅れ」を挽回する（キャッチアップ）ことを目標にし、二千数百人の外国人を招聘した。政府は、それら外国人の指導によって最新鋭の官営工場を次々と建設し、順次民間に払い下げるとともに、株式会社に関する法律を整備した。そのような努力の結果、第一次世界大戦（1914年～）が始まるころ、わが国は、世界の綿糸輸出の約四分の一を占めるほどの工業国になっていた。

第二次世界大戦の敗戦まで、日本の産業界をリードしていたのは、明治の元勳の流れをひく三菱をはじめとする四大財閥（コングロマリット）であった。これら財閥は、日本企業の振込み資本総額の約四分の一を支配していた。財閥という制度は、同族支配と専門経営者による能力主義経営を組み合わせた、わが国固有のシステムである。財閥の中核は一族が所有する持ち株会社であり、株式持合いと取締役の兼任を通じてグループ企業を支配していた。なお、わが国の専門経営者による会社のマネジメント形態

は、イギリスの東インド会社に始まった西欧の例を待つまでもなく、江戸時代の商店における「番頭」制度にそのプロトタイプを見ることができる。

また、わが国では、ドイツ資本主義と軌を一にし、殖産興業は国威の高揚であり、国民は、国威の隆盛のためにそれぞれの産業において増産に精進するという強固な中央集権的ヒエラルキーに組み込まれていた。

### 【戦後期（1946年～現在）】～日本型資本主義とアメリカ型資本主義

わが国の産業界の戦後は、大きく四つに分けられる。

#### ①敗戦によるアメリカ統治時代

史実を紐解くと、敗戦によるわが国の産業構造への影響は、大方の印象に反して、およそ革命的と思われるような抜本的変革はない。財閥解体、公職追放にはじまり、農地改革、労働改革、独占禁止法の制定などのさまざまな民主的改革が矢継ぎ早に実施されたが、わが国の既存の官僚制度に大きく依拠したGHQの間接占領政策により、行政の組織的連続性を維持することができた。政府は、敗戦による経済的崩壊から立ち直るべく、産業復興、生活復興を目指して、教育的諸政策、法整備、物資割り当て、金融改革等を次々と採用し、また、輸入不足代替政策として傾斜生産方式により石炭を増産した。おりしも1950年、朝鮮戦争が勃発して特需ブームが到来、一挙に産業復興の波に乗ることができた。

1955年、労・使・学の3者構成による日本生産性本部（現在の社会経済生産性本部）が発足した。生産性とは、「何よりも精神の状態であり、既存するものの進歩、不断の改善を目指す精神状態である。それは、今日は昨日よりも、明日は今日よりもまさるという確信である。それはまた、条件の変化に、経済生活を不断に適応させていくことであり、新しい技術と新しい方法を応用せんとする努力であり、人間の進歩に対する信念である」と定義されている<sup>(13)</sup>。この伝統的な進歩史観に基づく、見事なまでの右肩上がり思想は、21世紀になった現在も、わが国の多くの経営者の発想の原点となっている。

## ②高度経済成長

1955年、日本経済は早くも戦前の水準に達した。政府主導の管理されたケインズ経済政策により、産業構造の高度化（社会改造計画）が推進された。1961年の農業基本法、1962年の国土総合開発計画制定によって、農村の余剰労働力の都市集中による大量生産体制の導入が可能となり、一方で、その大量供給を吸収するべき大量消費社会（高度大衆消費社会）を現出させることに成功した。

大企業化や系列化とともに、三種の神器といわれる「終身雇用」、「年功序列」および「企業内組合」政策によって、従業員の会社への帰属意識を高めることに成功した。戦後、資本主義に対するイデオロギー的な労働組合運動が活性化した時代を経て、年率10%を超える高度経済成長は国民の意識を大きく変化させ、労働組合を穏健な労使協調路線へと誘った。

1968年には、GNP（国民総生産）が、資本主義国家でアメリカに次いで世界第二位になった。「東洋の奇跡」である。しかし、この時代を振り返るとき決して忘れてはならないことは、このような豊かな社会への足早の歩みの裏側で、四大公害病などのひずみが深刻化した事実である。持続的経済成長に邁進する「生産性向上」という耳当たりのよい精神的スローガンを手にいれ、「系列」の復活による大企業化による産業界ヒエラルキーと従業員のロイヤリティの高揚によって、産業社会は、強固な精神的閉鎖組織の集合体となったのである。

## ③オイルショック

1973年10月、第四次中東戦争の勃発に伴い、OPEC（石油輸出国機構）加盟の産油国が原油公示価格の引き上げと原油生産の削減を決定した。それに伴う石油価格の高騰はインフレを加速させ、「狂乱物価」を引き起こしたが、公定歩合の引き上げによって、1974年はマイナス成長を記録した。ここに高度経済成長時代は終わった。しかし、わが国が30年間にわたって築いてきた効率的生産システムは、いち早く原油高を克服して安定成長路線

に復帰することができた。高度経済成長時代の終わるところから、わが国が重化学工業中心から高度加工型産業に移行し、その分野で国際的にも競争優位を確立しつつあったことも大きな要素であった。こうして、いわゆるポスト高度経済成長社会に突入した産業界は、省資源型、省エネルギー型、脱公害型の製造システム開発と、重厚長大から軽薄短小への産業構造の転換を再び労使一丸となって推進する。1985年のプラザ合意による対ドル為替レートの引き上げにも、お家芸となったコストの合理化、事業内容の再点検(リストラクチャリング)、経営多角化等によって、その利益水準を維持拡大した。しかし、このころから、円高に伴って流入する海外資金や為替リスクの忌避などの理由から国内投資が活発化し、地価の高騰を引き金に、実体経済を上回る虚構の経済活動によって、株価の異常な高騰を伴うバブル経済に突入する。

翻ると、1980年、わが国の経済白書は、「先進国日本の試練と課題」という副題をつけた。このころからわが国は、明治維新からわずか百年あまりの急ごしらえの経済基盤の脆弱性に気づかず、増長と過信の道を歩み始めたのではないだろうか。1980年代半ば、経営者も、いつの間にか従来の臥薪嘗胆・沈黙考型から派手な対外活動型に交替し、アメリカナイズされたスタイルでメディアにも盛んに登場して広告塔の役割を担うようになった。しかし、そのときすでに、極限まで上昇した地価は少しずつ降下し始め、恐ろしい「ババ抜き」ゲームが始まろうとしていた。

### ⑤失われた15年

激動の昭和が終わった1989年の年末、ベルリンの壁が崩壊した。翌年、湾岸戦争の勃発によって、またしても、世界を原油高の恐怖が駆け抜けた。政府が遅きに失する金融引き締め(総量規制)に乗り出したときには、すでに国民の投機意欲は減退し始めており、その後、一挙に地価と株価が暴落して世間を暗闇に導くことになった。バブルによる土地取引や担保融資に深くかかわってきた銀行とその関連会社である住宅専門会社(住専)の

経営破綻が引き起こした経済的混乱は目を覆うばかりであった。湯水のごとく融資を繰り返した銀行の巨額の債権放棄、それに続く銀行への公的資金の注入は、結局、狂乱バブルのつけを国民が自らの痛みによって支払う結果に終わった。

それから長い時間が必要であった。景気がようやく真つ暗闇を脱し始める2004年ころまでの期間（「失われた15年」といわれる）、地の底に息を潜めるかのように蠢いていた産業界では何が起こっていたのだろうか。バブルに便乗して野放図な多角化、土地・株取引に狂奔した会社は、押しなべてその後始末に追われていた。簿価を大幅に割りこんだ大量の固定資産や有価証券を、欧米並みの時価評価会計規則が導入される中で、穏当に処分することはほとんど不可能であった。経営者には、大幅赤字に転落するか、もしくは希望退職の募集やリストラによる人件費等諸経費の大幅削減、子会社資産の吸収による資産損失幅の圧縮、そして非合法的な粉飾決算しか、会社の体面を保つ方法は残っていなかった。テレビや雑誌などで派手なパフォーマンスを繰り広げた経営者は表舞台から姿を消し、宴の後をスリープするのは、決まって経理や労務の専門家であり、情け容赦ない減量経営に豪腕を振った。

## 5. 株式会社制度の進化と不祥事

### (1) 株式会社制度の進化プロセス途上の会社の不祥事

以上のように、株式会社制度の歴史とわが国の産業史を概観すると二つのことが明らかになる。ひとつは、株式会社制度は、人間の営みにおける必然から発生してきたという事実である。そして、国と会社に分化した二つの共同体は、現在でも、互いに協力し合い、ときには反発しながら共存関係を継続している。許認可や諸規制による会社に対する行動制約がある一方、補助金や交付金による産業育成が図られる。

次に、いうまでもなく株式会社という制度にも進化がある。人間による工夫である。そのような工夫のエートスは、人間の欲望である。先に述べ

たように株式会社制度の一応の完成をみた1862年のイギリスの包括会社法にとどまるものではあるまい。当時は想定もされなかったグローバルな多国籍企業の増加やICTの進歩によるバーチャル事業の隆盛などの経営環境の劇的な変化は、新しい株式会社制度が発明されるトリガーとなるはずである。

さて、そのような二つの視点をベースにわが国の不祥事を俯瞰すると、大きく三つに分類される。ひとつは、地域独占もしくは寡占の状態にある、国家による許認可企業の不正である。次に、株式会社法およびその他の行政的規制に対する違反である。最後に、一般法ないしは自然法（人倫）に反する行為である。

地域独占もしくは寡占事業は、いわば株式会社が国家の経済活動の一端を担う性格のものである。株式会社制度進化のプロセスでいえば、【特許会社】のステップであるといえよう。事業は国策そのものであり、その経営は国家の手厚い保護の下にある。経営者も国家管理会社という認識であるから、自由市場で激しく競争する会社のように利害関係者の動向に強くとらわれる必要はない。原子力発電所のトラブル報告漏れに関して言えば、それが露見したからといって、一時的に原子力発電なり、プルサーマルの開発に対する世間の逆風の原因となっても、とうてい事業の改廃に結びつくほどのものではないし、事業収支を大きく左右することもない。

ところで、わが国では、過去に国営事業の民営化にあたり、地域分割と事業種別分割の二つの手法を用いて、分割後の株式会社の活性化を目指してきた。そこで、その手法を援用し、いまだ実態的にも精神的にも【特許会社】にとどまる電力会社は、速やかに上下分離方式により生産と販売を分割する必要があるのではないか。そこに望ましい緊張感が生まれ、それぞれが取引相手方を自由に選択できる電力の市場自由化も抜本的に達成せられるであろう。

また、二十年前に分割民営化されたJR西日本は、都市間路線（京阪神間）では競合の民鉄との激しい旅客獲得競争に晒されているが、安全対策につ

いては、都市間鉄道に特化して大量輸送に傾注してきた民営鉄道に大きく遅れをとっている。旅客獲得上の（営業上の）車両新造やダイヤ改正については容易に取り組むことが可能であるが、莫大な投資を必要とする安全装置の改良などについては後手に回っている。このような経営環境にあるJR西日本の安全対策の充実は、経営者の倫理観向上というような情緒的な手段ではなく、電力会社と同様に、旅客営業部門とインフラ管理部門に企業分割し、それぞれの経営責任を明確化することが必要である。インフラ管理部門については、より優れた安全対策の導入に向けて、再び国の指導と支援も視野に入れるべきである。

## (2) わが国固有の株式会社制度と不祥事

ドイツ商法によって確立されたわが国の株式会社制度に、アメリカの自由主義と株式会社制度を接木し、そこに固有の諸事情を付加しつつ構築してきたわが国の株式会社システムは、現在、株主にも、経営者にも、従業員にも、そして、肝心の顧客にも、片時の心の平安ももたらししていない。長い歴史に基づくギルドから発展した西欧型資本主義を模しつつ、平和を愛する農耕定着文化志向の国民が、一時の華やかな経済成長にわれを忘れて、コップの中で企業間競争にうつつを抜かした結果である。わが国では、二度のキャッチアップ時代に培われてきた勤勉や猛烈の突撃精神は、西欧におけるプロテスタンティズムのように国民一人ひとりの胸に奥深く内省化しないで、組織内にとどまらず外部市場にまで、見境なく同じ価値観を強要する均質志向として増長したことは、この機会にはっきり反省すべきである。

ところで、先にあげたいいくつかの典型的な企業不祥事のうち、粉飾決算の主な目的を整理すれば次のとおりである。①資金調達を円滑にするため②株主配当原資を調達するため③上場を維持するため④業績悪化による経営責任追及の回避⑤取引先との関係維持⑥株価維持⑦競争力を優位に装うため⑧公開入札資格の維持(ゼネコンなど)。巨額の粉飾を摘発されたエン

ロンをはじめ、アメリカにおける大企業の粉飾決算は、経営者のストックオプション行使による自己利益の確保が大きな要素を占める。しかし、そもそも株主支配意識の希薄なわが国においては、粉飾決算は経営の継続性や経営者の面子の維持という要素が大きい。現象面としてはまったく同じ虚飾でありながら、粉飾を行った経営者側に、「会社のため」というような自己弁護理由を与える分、救いようがなく悪質だともいえる。社会的信頼を損なう粉飾決算については、証券取引法違反だけでなく、一般刑法犯としての詐欺罪が厳格に適用されるべきである。

食品衛生法違反、業務上過失事件その他の不祥事については、その原因がいわゆるマネジメント上の懈怠によって発生し、経営者がその事実について無知であったとしても、そのようなコーポレート・ガバナンスを行っていたことは、明白に善管注意義務違反である。従って、株式会社の不法行為における経営者の連座制適用については、当然、無過失責任を問うべきである。

## 6. 21世紀の株式会社制度

株式会社は、本質的に自らの利益のみを追求する装置であり、内部に抱える諸問題を外部問題に転嫁しながら存続してきたシステムである。株式会社は、エゴイズムと欲望にまみれた生身の人間が統治する。不祥事を起こした会社は、産業社会の「腐ったりんご」に過ぎないのではない。「腐ったりんごは、樽全部のりんごを腐らせる」が、実際には、「腐った根っこ」を育み始めているのである。株式会社は、数々の外部規制強化にもめげず、いずれまた新しい抜け道や不正を考え出すに違いない。そのうえ、アダム・スミスが指摘したように「会社の二重統治による会社支配者の腐敗（エージェンシー問題）」は、株式会社の成立史が積み残した大きな制度上の隘路である。人間を信じることは美德であるといわれるが、人間が創った株式会社という社会的装置自体の善意を信じることは盲信である。

不祥事を引き起こした企業の社会的制裁は、直接関係者の刑事告発のほ

か、取り締まり法規による罰金や営業停止、そして、株価の下落、販売減少に伴う営業利益の低下などによる社会的制裁によって行われる。しかし、現実には、稀有な例を除いて、多くの株式会社は不祥事の露呈後も「永遠の命」を保持し続ける。それどころか、高度に発達した情報化とその狡猾な利用によって、すばやく企業イメージやブランドを再生した例も多い。

現状では、会社法に基づく企業統治と外部監視の強化、経営者や従業員の「企業倫理」の高揚に期待するほかには、不祥事をなくす方法は容易に考えられない。思うに、会社法第824条(会社の解散)を改正し、裁判所による「会社解散命令」(第一項第三号)<sup>(14)</sup>をより強力かつ広範な社会的制裁条項<sup>(15)</sup>として整備する必要がある。すなわち、必ずしも「刑罰法規」に触れるという文言に該当しないような場合でも、不祥事の程度や種類によって、裁判所が、ただちに株式会社から「永遠の命」を奪い去る極刑の導入である。一般予防としても特別予防としても、株式会社の不祥事を一掃するための最後の防波堤であると信じる。

## 7. おわりに～わが国の株式会社の行き方

1945年8月、抜けるような青空の下で、わが国の国民が身命を委ねた祖国のかたちを喪ったあの日以来、わが国産業界には、大きな二つの流れが伏流になっている。ひとつは、経営者にとって株式会社は、戦前のように国威高揚の先兵としての存在ではなく、それ自体が自己目的となり、経営の大義名分は利益確保と企業拡大(成長)になったことである。アメリカの産業社会と同様に、国家と切り離されたかたちで会社が存在することになった。また一方で、国民にとっては、明治以来、生の営みの目的および精神の拠るべき対象としての国家を喪失することで、その代替として、身近な株式会社を精神的支柱に位置づけた。この二つのベクトルが、わが国の株式会社が、戦後、「東洋の奇跡」を成し遂げた大きな要因であると考えられる。

しかし、20世紀末の常軌を逸したバブル経済の狂乱とその崩壊を償うた

めの数々の国民への痛みの強要、なりふり構わず株式会社の生き残りと保身を図る経営者の醜態に直面して、国民の多くは、最早、会社と社員の関係が大きく変遷したことに気づき、自ら、その関係に引導を渡すべきときが来たことを知ったのである。『救命ボートのない船』から自主退艦を開始し始めたのだ。<sup>(16)</sup>現在の株式会社の内部告発の増加は、ホイッスルブローア一保護制度の充実もあるが、多くは従来からの一途な帰属意識の愛憎裏返し行動である。また、しばしば話題になる従業員の働く意識の変化や労働力流動化も、そのような会社と従業員の関係のありようの変化が大きく影響していることを忘れてはならない。その意味で、現代経営学は大きな忘れ物をしているのではないだろうか。

21世紀は、人類という種が宇宙船地球号というシャーレの中で、固体数としてもクリティカル・マス（飽和点）を迎えつつある。また、株式会社を中心に組み立てられてきた大量生産、大量消費の資本制システムが、外部から惜しげもなく収奪してきた資源の枯渇、生産活動や大量廃棄による地球環境の破壊に直面している。人間によって創られ、育まれてきた株式会社が、一目散に物質的な豊かさによる「幸福」をめざし、それを超えて、今なお飽くなき欲望の増殖による「精神的な飢餓」の最中にある。21世紀は、そのことを正しく認識しながら社会システム自体を抜本的に変貌させる必要がある。その目指すべき社会とは、企業を統治する人間と大量消費社会に暮らす人間の双方の精神の高尚化によって、物質的欲望を追求し続ける思想からの離陸をおいてないであろう。「限られた命」、「有限な資源」に直面して生きる人間が、「株式会社」という「永遠の命」をいかにコントロールし、豊かさの意味と限界を再認識していくかが問われている。

## 注

- (1) マタイによる福音書 6章24節
- (2) Max Weber (1905) Die protestantische Ethik und der 'Geist' des Kapitalismus (大塚久雄訳『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』岩波文庫)

- (3) Alexandre Kojève (1987), 上妻精, 今野雅訳『ヘーゲル読解入門』国文社
- (4) 荻野弘之 (1999) 『『哲学の原風景』NHK出版 p.172
- (5) 1.2, p.346; III2, S.285
- (6) 吉川洋 (1997) 『高度成長—日本を変えた6000日』読売新聞社
- (7) 2007年4月20日, 甘利経済産業大臣のメッセージ「発電設備の総点検に関する評価と今後の対応について」
- (8) 日本道路公団では, 事業者に天下りする場合について, 国家公務員のように2年間の待機期間などの制約は課せられない。
- (9) 新契約偏重で既存契約を軽視する傾向, 保険販売員や代理店への過大なノルマや新契約重視の募集手数料体系および待遇などが指摘されている。
- (10) 法人の本質論として代表的なものは, 「法人擬制説」と「法人実在説」である。法人擬制説は, 本来, 法的主体は個人だけであり, 法人は法によって個人を擬制していると考えられる。どのような実体が法人として認められるかは法の裁量による。法人実在説は, 社会的になくしてはならないものとして活動する団体があり, その団体は法的主体であると考え, 広く法人として認める。しかし, 最近では, このような論争自体にあまり意味がないという主張もなされている。
- (11) 「デフォウのころのイギリスの中産の生産者たちのあいだで, どんな職業がよい職業だと考えられていたかといいますと, その標準は—マックス・ヴェーバーの要約によれば—一次の三つだったようです。①不道德なものでないこと, ②社会全体のために有益であること, つまり, 人々のために何か役立つものを生産して供給すること, ③ところで, もしそうだとすると, その結果とうぜんもうけが生ずることになるから, もうかる職業がよい職業だと言うことになる。」(大塚久雄 (1966) 『社会科学の方法』岩波新書 p.125)
- (12) 伊藤元重, 鶴田俊正 (2001) 『日本産業構造論』, NTT出版, p.52
- (13) 1959年, ローマで開催されたヨーロッパ生産性本部会議での生産性運動の定義。第2次世界大戦後のアメリカを中心とする経済復興計画を機に, 1948年にマーシャル・プランの一環として設置された英国生産性協議会の活動を契機に, 相次いで各国に生産性機関が発足し, このとき定められた生産性3原則は, 「雇用の維持・拡大」, 「労使の協力と協議」, 「成果の公正配分」であり, 労使関係を, 対立から協調に導く大いなる基本理念であった。
- (14) 会社法824条第一項第三号 業務執行取締役, 執行役又は業務を執行する社員が, 法令若しくは定款で定める会社の権限を逸脱し若しくは濫用する行為又は刑罰法令に触れる行為をした場合において, 法務大臣から書面による警告を受けたにもかかわらず, なお継続的に又は反覆して当該行為をしたとき。
- (15) 会社法833条の「会社解散の訴え」については, 株主の権利であるが, わが国では, 不祥事の撲滅には, 多くを期待できないと思う。
- (16) 1990年8月27日 朝日新聞朝刊 社説「日本は悪くない」か

## 参 考 文 献

- Bakan, Joel (2004) *THE CORPORATION The Pathological Pursuit of Profit and Power*, Curtus Brown Ltd. (酒井泰介訳『ザ・コーポレーション』早川書房)
- CHAUDDHARI, K. N. (1965) *THE EMERGENCE OF INTERNATIONAL BUSINESS 1200-1800: Volume IV: THE ENGLISH EAST INDIA COMPANY*, Frank Cass & Co Ltd
- 井上昭一, 藤井光男 (1999) 『現代経営史—日本・欧米—』ミネルヴァ書房
- 伊東光春 (2000) 『日本経済の変容』岩波書店
- Irwin, Douglas A. (1996) *Trade in the Pre-Modern Era, 1400-1700: Volume I*, Edward Elgar Publishing Limited
- Irwin, Douglas A. (1996) *Trade in the Pre-Modern Era, 1400-1700: Volume II*, Edward Elgar Publishing Limited
- 小松章 (1983) 『企業の論理—社会科学としての経営学』オークブックセラーズ
- 正木久司 (1986) 『株式会社論』晃洋書房
- Mitchell Lawrence (2001) *COPORATE IRRESPONSIBILITY*, Cahners Business Information, Inc. (斎藤裕一訳『なぜ企業不祥事は起こるのか』麗澤大学出版会)
- Micklethwait, Jhon Wooldridge, Adrian (2006) *The Company*. Weidenfeld & Nicolson (鈴木康雄訳 ランダムハウス講談社)
- 小倉正男 (2006) 『M&A 資本主義』東洋経済新報社
- 大河内暁男 (2001) 『経営史講義 [第2版]』東京大学出版会
- 大隈健一郎 (1953) 『株式会社変遷論』有斐閣
- 大塚久雄 (1954) 『株式会社発生史論』中央公論社
- 大塚久雄 (1977) 『社会科学における人間』岩波書店
- 奥村宏 (2005) 『最新版法人資本主義の構造』岩波書店
- 奥村宏 (2005) 『会社は誰のものでもない』ビジネス社
- 佐伯啓思 (1993) 『「欲望」と資本主義』講談社
- Scott, William Robert (1912) *THE CONSTITUTION AND FINANCE OF ENGLISH, SCOTTISH AND IRISH JOINT-STOK COMPANIES TO 1720*, Cambridge University Press
- 鈴木良隆, 大東英祐, 武田春人 (2004) 『ビジネスの歴史』有斐閣
- 鈴木辰治 (2000) 『経営学の潮流—系譜と新展開』中央経済社
- 谷口茂, 倉橋重史 (1989) 『現代産業社会と人間』朝倉書店
- 高橋俊夫, 井藤正信, 佐々木聡 (2002) 『比較経営論』税務経理協会
- 鶴田俊正, 伊藤元重 (2001) 『日本産業構造論』NTT出版
- 梅井義男 (1969) 『日本産業・企業史概説』税務経理協会

梅澤正 (2009 『企業と社会—社会学からのアプローチ』 ミネルヴァ書房